

No. 1

令和2年 7月10日

埼玉労働局長
木塚欽也殿



上尾市
日本基
連合会埼玉県本部
員長 ト部 勝

さいたま市
J A
町4-883

深谷市上野台1351
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地
議長 廣瀬

申出書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県において、非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,861名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県において非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、
非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）
の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）の労働者の概数

令和元年事業所調査

適用労働者数
4, 861 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事 業 所 数	適用労働者数
劳使協定	9事業所	2, 081 人
合 計	9事業所	2, 081 人